



# ハグインスター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



コラム

## 新春講演会の運営に学ぶこと

P1

先日1月26日に事務所の年間の最大行事である新春講演会を盛会のうちに終了することができました。ご参加いただきました皆様、誠にありがとうございました。今回は平成元年から始まっての第30回目でした。大きなイベントをスタッフ全員で運営することは、貴重な「チームビルディング」の機会でもあり、毎年終了後に反省事項を整理し、修正して次に活かすことで、私たち自ら多くのことを学んで参りました。

まずは講師の選定が、毎回最初の最も重要な意思決定であることは間違いありません。選定には、講演を直接聴きに行ったり信頼できる方の口コミを重視して、情報を集めます。候補が決まれば間に人を介せず直接依頼して話をするのがいいことも経験しました。会場の選定も疎かにはできません。姫路商工会議所にはいくつかの部屋がありますが、講演会や懇親会にどの部屋が最適で運営しやすいかなどは、あちこち使ってみて初めてわかります。今回の501号室は改装されて雰囲気も良くなり、音響やプロジェクターとスクリーンもスムーズでよかったです。チラシ作成にも、かなりの注意とエネルギーを費やします。どんな方にお越しいただくのかを念頭に方向性とタイトルを決め、たくさんの方にお越しいただけるよう、構成を考えます。そしてお声掛けですが、何よりも直接のお声掛けが一番であると認識しております。内容を説明して理解していただくのに、自らが事前に講演を聴いたり本を読んだりしておくことは必須です。今回さらに事前にスタッフ3人が徳島県上勝町の現地を訪れて社長とお話でき、現場を実感できたことも、貴重な経験となりました。

当日の運営は、決してホテルのような十分なおもてなしはできないとしても、予算や人数を鑑み可能な範囲でできるだけのことをやります。スタッフの数が十分ではない中で、少人数で運営するには事前の準備をどこまで整えられるかが重要と学び、年々サービスの質を高めていく努力をしています。短時間にまとまってお越しの参加者の受付をどうやって効率的にこなすか、領収証の切り方にも工夫を凝らして参りました。会場設営も分担を決め、マイクの音声テスト、映像テストも複数の耳や目で行うことにしました。今年の横石社長は慣れておられ、かなり細かく確認しながらセットされていたので助かりました。過去に講師から運営について直接教わったこともいくつかあります。例えば上甲晃氏からは机の並べ方、資料の置き方。小山進氏からは当日の指示命令と自己判断のあり方、横断幕、スクリーン、写真撮影のあり方など。その時お越しの方はお分かりいただけるかもしれませんが、個々の役割分担も、シャッフルすることを考えています。様々な役割を経験することでより全体を理解できますし、マイクを持って司会や謝辞を述べるのは、とてもいい勉強になります。

最終的に忘れてはいけないのは会計です。なにせ、会計事務所ですから。全員が収支を共有して、運営全体にかかるコストを認識し、結果を確認します。懇親会の料理の発注も余らないよう“上手(笑)”になりました。お陰様で、ワンパターンですが全体としてある程度のことはできるようになってきたと思っております。

しかし、参加いただいた中で、まだまだ不都合な点をお感じでしたら、ぜひお申し付け下さい。検討の上、対応して参ります。ということで、自らハードルを上げてプレッシャーを与えたつもりでおります。

次回以降もご参加のほどよろしくお願い申し上げます。



## 仮想通貨に関する所得について

何かと話題の仮想通貨ですが、1億円以上を稼いだ投資家を示す「億（おく）り人（びと）」が続出しており、国税庁が多額の売却益を得た投資家をリストアップするなど、確定申告期を目前にしてニュースなどに取り上げられる機会が増えています。

「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」と題して国税庁FAQが発表されていますので、その中から主要な箇所を取り上げてみました。

### 【仮想通貨の売却・商品の購入・仮想通貨との交換を行った場合】

（例）2,000,000円（支払手数料含む）4ビットコイン（以下BTC）を購入し、その後

- ① 0.2 BTC（支払手数料含む。以下同様。）を110,000円で売却した。
- ② 155,000円の商品購入に0.3 BTCを支払った。
- ③ 他の仮想通貨購入（決済時点における他の仮想通貨の時価600,000円）の決済に1 BTCを使用した。

それぞれの場合についての所得の計算方法は以下の通りとなります。

- ①  $110,000円 - (2,000,000円 \div 4 BTC) \times 0.2 BTC = 10,000円$
- ②  $155,000円 - (2,000,000円 \div 4 BTC) \times 0.3 BTC = 5,000円$
- ③  $600,000円 - (2,000,000円 \div 4 BTC) \times 1 BTC = 100,000円$



それぞれ「売却価額」「商品購入価額」「他の仮想通貨の時価」から、1BTC当たりの取得価額に支払ったBTCを乗じた「取得価額」を差し引いた額が所得金額となります。

### 【仮想通貨に関する所得の所得区分】

仮想通貨を使用することにより生じる損益（日本円又は外貨との相対的な関係により認識される損益）は原則として雑所得に区分されます。ただし、例えば事業所得者が、事業用資産として仮想通貨を保有し、決済手段として使用している場合、その使用により生じた損益については、事業に付随して生じた所得と考えられるので、その所得区分は事業所得となります。

### 【損失の取扱い】

仮想通貨の取引により、雑所得の金額に損失が生じた場合には、その損失は給与所得等の他の所得と通算することはできません。

### 【確定申告が不要となる場合】

例えば、年末調整済みの給与所得を有する方で、仮想通貨の売却又は使用による所得が20万円以下の方については、その他に所得がない場合、確定申告は不要です。

※その他ご不明な点は監査担当者までお尋ねください。

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。  
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛  
TEL

FAX 079-288-0997  
FAX



## 小規模宅地等の特例（貸付事業用）について

平成30年度税制改正大綱では、小規模宅地特例における「貸付事業用宅地等」の縮減が盛り込まれています。現行の制度では、

- ① 被相続人等の不動産貸付業等の用に供されていた宅地等
- ② 相続税の申告期限まで親族が保有し、貸付事業を継続しているもの

以上の要件を満たせば貸付事業の用に供されていた宅地等のうち200㎡まで評価額を50%減額されます。

今回の改正により、平成30年4月1日以後の相続等については、その貸付事業用宅地等の範囲から相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等が除外されます。

つまり、現行制度では相続時に貸付事業の用に供されていたものが対象になっていましたが、相続があった時から遡って3年を超えて貸付事業の用の供されている宅地等に限定されます。

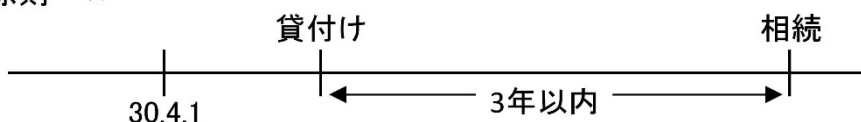
この改正の背景には、転売しやすい不動産を相続開始前に取得し、一時的に現金を不動産に換え、その不動産を貸付事業の用に供することで相続税の負担を軽減するスキームへの対応があげられます。

ただし、相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている者が、相続開始前3年以内に新たに貸付事業の用に供した宅地等については対象から除かれています。（右図②）

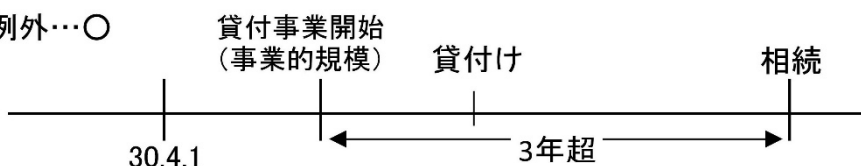
また、この規定の適用前である平成30年3月31日までに貸付けた宅地等についても、経過措置として今回の改正の対象から除かれます。（右図③）

### ●平成30年度税制改正大綱に基づく本改正のイメージ

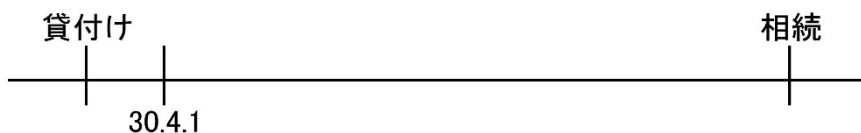
#### ① 原則…×



#### ② 例外…○



#### ③ 経過措置…○



×…貸付事業用宅地等に該当しない ○…貸付事業用宅地等の対象

不動産の賃貸等の検討をされている方は、3月末までに貸付け事業を開始することで、経過措置の対象とすることが出来ますので、早期に対応されてはいかがでしょうか。（記事担当：松浦）

※今後ハクシヨンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX